

令和3年第9回

吉田町教育委員会

日 時 令和3年8月26日(木)  
午前9時00分

会 場 吉田町役場 5階会議室2

吉田町教育委員会



目 次

議案番号	件 名	ページ
第 1 7 号 議 案	吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業 費補助金交付要綱の制定について	1
第 1 8 号 議 案	令和 3 年度吉田町立小学校の主任の任命について	1 3

第 17 号議案

吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱の制定について

吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 26 日提出

吉田町教育委員会  
教育長 山 田 泰 巳

## 吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 町長は、新型コロナウイルスの感染症対策事業を実施する町内所在の私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品及び備品の購入に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、私立幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策を徹底するための事業

(補助対象事業の実施期間)

第3条 補助対象事業は、交付年度の3月31日までに完了しなければならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする私立幼稚園は、吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請額内訳書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該私立幼稚園に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 私立幼稚園は、補助事業が完了したときは、補助事業が終了した日か

ら起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 精算額内訳書（様式第6号）
- (2) 事業実績書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（交付の確定）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、提出された実績報告書等を審査し、適当と認めたときは、吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により当該私立幼稚園に通知するものとする。

（請求の手続）

第9条 私立幼稚園は、前条に規定する通知書を受領した日から起算して14日を経過する日までに請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第10条 町長は、私立幼稚園が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、第8条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限及び財産の管理）

第12条 私立幼稚園は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 町長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより設置者に収入があ

った場合には、その収入の全部又は一部を町に返納させることができる。

- 3 私立幼稚園は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額)

第13条 私立幼稚園は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を町に納付させることができる。

(調査等)

第14条 町長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた私立幼稚園に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第15条 補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園は、補助金及び補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業の完了した年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助率	限度額
新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品及び備品の購入費	10分の10	1施設当たり 500,000円
新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための消毒に要する経費		
新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底するために要する人件費		

様式第1号（第5条関係）

吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金  
交付申請書

年 月 日

吉田町長 様

所在地  
法人名  
園所在地  
園名  
代表者名

印

年度において、吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 円



様式第2号 (第5条関係)

申請額内訳書

- 1 幼稚園名
- 2 申請額内訳

単位：円

経費区分	事業費 A	補助対象外の 経費 B	差引額 C (A-B)	限度額 D	補助対象 事業費 E (Cの合計とD を比較して低 い額)	補 助 率 F	補助金所要額 G (E×F) (千円未満切 捨て)
新型コロナウイルス感染症対 策を実施するために必要とな る保健衛生用品及び備品の購 入費							
新型コロナウイルスの感染拡 大を防止するための消毒に要 する経費							
新型コロナウイルス感染症対 策の取組を徹底するために要 する人件費							
合 計							

様式第3号（第5条、第7条関係）

事業計画書（事業実績書）

幼稚園名 \_\_\_\_\_

1 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品及び備品の購入費

番号	内容（品名）	数量	事業費 （円）	補助対象 事業費 （円）	納入 （予定） 年月日	支出 （予定） 年月日
1						
2						
3						
4						
5						
合計						

注) 事業実績書には、領収書の写しを添付すること。

2 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための消毒に要する経費

番号	内容	事業費 （円）	補助対象 事業費 （円）	実施 （予定） 年月日	支出 （予定） 年月日
1					
2					
合計					

注) 事業実績書には、領収書の写しを添付すること。

3 新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底するために要する人件費

番号	内容	事業費 （円）	補助対象 事業費 （円）
1			
合計			

注) 経費の算出根拠資料（任意様式）を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

吉田町長



吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定  
通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額

円

様式第5号（第7条関係）

実績報告書

年 月 日

吉田町長 様

所在地  
法人名  
園所在地  
園名  
代表者名

印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた  
年度吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業が完了したので、関係書類  
を添えて報告します。

様式第6号（第7条関係）

精算額内訳書

- 1 幼稚園名
- 2 精算額内訳

単位：円

経費区分	事業費 A	補助対 象外の 経費 B	差引額 C (A-B)	限度額 D	補助対象 事業費 (Cの合計と Dを比較して 低い額) E	補助 率 F	補助金 所要額 G (E×F) (千円未 滿切捨て)	交付 決定額 H	補助金額 (GとHを比 較して低い 額) I
新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品及び備品の購入費									
新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための消毒に要する経費									
新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底するために要する人件費									
合 計									

様式第7号（第8条関係）

第 年 月 日  
号

様

吉田町長

印

吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金  
交付確定通知書

年 月 日に事業完了の報告を受けた 年度吉田町私立幼稚園  
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について、次のとおり確定します。

交付確定額 円

様式第8号(第9条関係)

請 求 書

金 円

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた 年度吉田町私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

吉田町長 様

所在地  
法人名  
園所在地  
園名  
代表者名

印

金融機関名及び支店名  
口座種別  
口座番号  
ふりがな  
口座名義人名

第 18 号議案

令和 3 年度吉田町立小学校の主任の任命について

吉田町立小・中学校管理規則（平成 14 年吉田町教育委員会規則第 2 号）第 21 条第 2 項及び第 25 条第 2 項の規定により、別紙の者を主任に任命したいから、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 8 月 26 日提出

吉田町教育委員会  
教育長 山 田 泰 巳



令和3年度 吉田町立小・中学校管理規則による主任等名簿

吉田町立小・中学校管理規則第21条

主任名	住吉小学校	中央小学校	自彊小学校	吉田中学校
道徳主任			三津山 一世	

吉田町立小・中学校管理規則第25条

主任名	住吉小学校	中央小学校	自彊小学校	吉田中学校
事務主任			藤田 るみ子	

